

地球温暖化対策技術開発等事業とは

目的と性格

温室効果ガスの25%削減目標と再生可能エネルギー供給目標を達成することを目的としています。

地球温暖化対策技術の研究開発・実用化は、温室効果ガスの25%削減目標と再生可能エネルギー供給目標を達成し、経済と環境との両立により国際競争力を維持・向上させるとともに雇用を創出する新産業として育成を図る上で不可欠です。

地球温暖化技術開発等事業は、このような観点から、早期に実用化が必要かつ可能なCO₂削減技術の開発及び開発成果の社会還元を加速し、グリーンイノベーションを推進するための実証研究(以下、「開発等」と言う。)を通じて、地球温暖化対策を推進することを目的とした開発等資金です。

エネルギー対策特別会計による予算です。

地球温暖化技術開発等事業は、石油石炭税を財源としたエネルギー対策特別会計による予算です。

特別会計に関する法律の規定により、用途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための開発等であって、再生可能エネルギー導入技術や省エネルギー技術に関する開発等に限定されています。

このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する開発等、二酸化炭素以外の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、HFC等)の排出抑制に関する開発等^{※1}、森林などの吸収源に関する技術の開発等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する開発等は、本事業の対象となりません。

また、海外で行う開発等も対象外としています。^{※2}

※1 エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に関する開発等であって、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制につながるものは対象となります。

※2 国内における開発等であって、CDM/川にもつながるものは対象となります。

競争的資金です。

地球温暖化技術開発等事業により実施する開発等は、公募により民間企業、公的研究機関、大学等(以下、「民間企業等」と言う。)から提案のあった開発等課題候補を、外部専門家からなる評価委員会において評価した上で、競争的環境のもと選定・採択します。

対象分野と重点公募課題

地球温暖化対策技術開発等事業は、以下の分野を対象としています。

- ①交通低炭素化技術開発分野(自動車以外の交通も含む)
- ②住宅・オフィス等低炭素化技術開発分野
- ③エネルギー供給低炭素化技術開発分野
(当面、バイオマスを除く再生可能エネルギー等を中心に推進する)
- ④バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野
(我が国の社会状況に適合するものであり、かつ温室効果ガス削減率が50%以上と想定されるものに限る)

地球温暖化対策技術開発等事業においては以下の課題に重点的に取り組みます

本事業では、環境研究・環境技術開発の推進戦略(平成22年6月中央環境審議会答申)を踏まえ、技術開発の成果を社会実装する実証研究、他の環境問題との間のトレードオフを解消する研究開発、地球温暖化対策を進める上で現状の取組が不足している課題に重点的に取り組むこととしています。具体的な課題の例は以下のとおりです。

①グリーンイノベーション推進実証研究領域

- 電気自動車/ハイブリッド車の適用車種の拡大等に関する実証研究
- 建築物間のエネルギー融通に関する実証研究
- 廃棄物系バイオマスの利活用に関する実証研究

②再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域

- 騒音を回避・最小化した風力発電に関する技術開発
- 自然環境への悪影響を回避・最小化した地熱発電に関する技術開発

③現状の取組みが不足している課題

- 既存施設の省CO₂化に関する技術開発(既設建築物や既設大型空調機の省CO₂化を低コストで行う技術開発を想定)

技術開発予算・期間

開発予算は1課題・単年度当たり2千万円～3億円程度(グリーンイノベーション推進実証研究にあっては5億円を上限する。)とし、開発期間は3年間以内としますが、3年目の中間評価が良好で、実施者がさらなる発展的課題に取り組むことを希望する場合は、合計5年間まで延長できることとします。

公募と審査

11月初旬	重点研究開発課題の提示
1月中旬～2月中旬	公募
2月中～下旬	環境省による事前審査
3月上～中旬	評価委員会によるヒアリング審査
3月下旬	採択事業の決定

詳しくは、環境省ホームページ

http://www.env.go.jp/policy/tech/comp_fund.html

または府省共通研究開発管理システム(e-Rad)

<http://www.e-rad.go.jp/>

をご参照下さい。